

平成25年行政事業レビューシート (文部科学省)

<b>事業名</b>	育英事業に必要な経費		<b>担当部局庁</b>	高等教育局		<b>作成責任者</b>		
<b>事業開始・終了(予定)年度</b>	事業開始：昭和18年度 終了予定：なし		<b>担当課室</b>	学生・留学生課		学生・留学生課長 渡辺 正実		
<b>会計区分</b>	一般会計		<b>政策・施策名</b>	奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進 V-1 意欲と能力のある学生に対する奨学金事業の推進				
<b>根拠法令 (具体的な条項も記載)</b>	独立行政法人日本学生支援機構法 第3条、第13条		<b>関係する計画、通知等</b>	第2期教育振興基本計画 (平成25年6月14日閣議決定)				
<b>事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	経済的理由により修学困難な優れた学生等に対する教育機会を確保する。							
<b>事業概要 (5行程度以内。別添可)</b>	独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業は、教育政策として、学資を希望する家計の厳しい世帯の学生等(大学、短期大学、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程)本人に、無担保、無審査(与信無)、低利で奨学金を貸与し、かつ長期間にわたって、返還金の回収を行う。							
<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input checked="" type="checkbox"/> 貸付 <input checked="" type="checkbox"/> その他							
<b>予算額・執行額 (単位:百万円)</b>	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		補正予算	130,899	124,091	122,901	106,857	127,723	
		繰越し等	△ 9,916	△ 10,736	△ 19,091	0		
		計	611	0	0	0		
	執行額	121,595	113,356	103,810	106,857	127,723		
	執行率 (%)	117,477	113,356	103,810				
<b>成果目標及び成果実績 (アウトカム)</b>	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (毎年度)
	①在学採用において、(独)日本学生支援機構奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち奨学生として採用された者の割合		成果実績	%	87.50%	100.00%	100.00%	100.00%
	※在学採用:進学後に進学先の大学等を通じて奨学金貸与の申込を受け付け、奨学金を貸与する制度		達成度	%				
	②予約採用において、(独)日本学生支援機構奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち予約採用候補者となった者の割合		成果実績	%	66.89%	68.23%	70.57%	100.00%
※予約採用:進学前に在籍する高校等を通じて奨学金貸与の申込を受け付け、進学後の奨学金を予約する制度		達成度	%					
<b>活動指標及び活動実績 (アウトプット)</b>	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	貸与人員		活動実績 (当初見込み)	万人	123	129 ( 127 )	131 ( 133 )	— ( 143 )
<b>単位当たりコスト</b>	(円/ )		算出根拠	奨学金事業は、国、大学等、日本学生支援機構が三者一体となって実施しており、実施コストを把握するのは困難なため、単位当たりコストを算出できない。				
平成25・26年度予算内訳	<b>費目</b>	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	育英資金貸付金	71,878百万円	98,300百万円	＜育英資金貸付金＞新規貸与者の増員等				
	育英資金利子補給金	16,225百万円	15,637百万円	＜育英資金利子補給金＞過去実績を踏まえた見直しによる減				
	育英資金返還免除等補助金	5,290百万円	5,707百万円	＜育英資金返還免除等補助金(うち回収不能債権補填金)＞貸倒引当金の増等				
	高等学校等奨学金事業交付金	13,465百万円	8,079百万円	＜高等学校等奨学金事業交付金＞都道府県における回収金の増による交付金の減				
	計	106,857百万円	127,723百万円	「新しい日本のための優先課題推進枠」98,300百万円 ※表示単位未満四捨五入の関係で積み上げと合計が一致しない。				

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	本事業は、教育の機会均等や人材育成の観点から、意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく、安心して勉学に励めるよう実施しており、広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。また、本事業は、公共性の見地から確実に実施する必要がある、安定的かつ効果的に実施するために独立行政法人日本学生支援機構において実施している。さらに、本事業は、政策目標「奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進」の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	本事業は、公共性の見地から確実に実施する必要がある、安定的かつ効果的に実施するために独立行政法人日本学生支援機構において実施しており、同機構に対して協議の上、事業を行うために必要な金額を適切に支出している。 また、本事業は、限られた財源の中で、奨学金を希望する学生等を幅広く対象とする必要があること等の理由により制度創設時より貸与制で実施しており、家計基準、学力基準等の貸与基準に基づき、真に奨学金を必要とする学生等に貸与を行い、限られた財源の有効活用を図っているため、中間段階での支出は合理的なものであり、真に必要なものに限定されているといえる。 なお、貸与月額は、年に一度、適格認定時において学生等の経済的状況を踏まえ、適切な額となるよう指導を行っているところ。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	貸与者数については当初の見込みの範囲内であった。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-			
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点検結果	<p>・本事業により、平成24年度においては131万人の学生等に奨学金を貸与しており、在学採用段階においては、貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与することができたことから、学生等が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図るという事業の目的を達成している。</p> <p>・また、奨学金の貸与を受けた学生等からの返還金は次世代への奨学金貸与の原資となることから、返還金の回収促進を図っている。</p> <p>・平成25年度予算においては、奨学金(無利子・有利子)の貸与人員を大幅に増員し、「予約採用」枠を拡大するとともに、「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を充実させるため、奨学金の返還額が所得に連動する柔軟な「所得連動返済型奨学金制度」の構築に向けた準備を行うなど、奨学金事業の一層の充実を図る。</p>					
外部有識者の所見						
外部有識者による点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現状通り	<p>1. 事業評価の観点：本事業は、経済的理由により修学困難な優れた学生に対する教育機会を確保することを目的とし、学資を希望する家計の厳しい世帯の学生等本人に、無担保、無審査(与信無)、低利で奨学金を貸与し、かつ長期間にわたって返還金の回収を行う日本学生支援機構の奨学金事業であり、次世代への奨学金貸与の原資となる返還金の回収を強化する観点から検証を行った。</p> <p>2. 所見：本事業は、日本国憲法第26条(国民の教育を受ける権利)、教育基本法第4条(教育の機会均等)に基づき、経済的理由によって修学が困難な者に対して支援するために必要な事業であり、現行において特段見直す内容は認められず、現行の事業内容を維持すべきである。</p>					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0183	平成23年	0160	平成24年	0169

文部科学省  
103,810百万円



【補助、貸付、交付】

A.日本学生支援機構  
103,810百万円

教育政策として、学資を希望する家計の厳しい世帯の学生等(大学、短期大学、高等専門学校、大学院、専修学校専門課程)本人に、無担保、無審査(与信無)、低利で奨学金を貸与し、かつ長期間にわたって返還金の回収を行う。

・無利子奨学金の貸与(貸付金)	75,784百万円①
・有利子奨学金の利子負担(補助金)	2,949百万円②
・奨学金の返還免除(補助金)	5,040百万円③
・各都道府県が行う奨学金の補助(交付金)	20,037百万円
計	103,810百万円



【奨学金貸与】

B.学生等(延べ1,314,117人)  
83,774百万円(注2)  
※貸与総額 1,078,164百万円

【奨学金を貸与】

(注)1. 奨学金事業は、返還金、国からの貸付金(国費)、財政融資資金等を原資として実施。  
2. 上記①～③の合計であり、表示単位四捨五入の関係で積み上げと一致しない。

【交付】

C.都道府県(全47都道府県)  
20,037百万円

(独)日本学生支援機構(旧日本育英会)が実施してきた高等学校等奨学金事業について、平成17年度以降の入学者から順次、都道府県に移管しており、その貸与水準を維持し、必要な資金を円滑に確保できるよう、奨学金の原資として一定期間にわたって、交付金を交付するものであり、各都道府県は高等学校等の生徒に対する奨学金事業を行う。



【奨学金貸与】

生徒  
20,037百万円

(注)各都道府県における奨学金事業は、国からの交付金(20,037百万円)に各都道府県独自の財源を加えて実施されており、貸与額、事業の実施方法など具体的な内容については、各都道府県が設定。

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位:百万円)

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額  
 が支出されている  
 者について記載  
 する。費目と使途  
 の双方で実情が  
 分かるように記  
 載)

A.日本学生支援機構			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	無利子奨学金の貸与(貸付金)	75,784			
	各都道府県が行う奨学金の補助(交付金)	20,037			
	奨学金の返還免除(補助金)	5,040			
	有利子奨学金の利子補給(補助金)	2,949			
計		103,810	計		0
B.学生A			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
奨学金	学資等	5			
計		5	計		0
C.大阪府			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
事業費	高等学校奨学金の貸与	3,357			
計		3,357	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

## 支出先上位10者リスト

A.

※貸与金等

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	独立行政法人日本学生支援機	奨学金の貸与、返還金の回収等	103,810	-	-

B. 奨学金貸与

※奨学金貸与

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	学生A	奨学金の貸与	5	-	-
2	学生B	奨学金の貸与	4	-	-
3	学生C	奨学金の貸与	4	-	-
4	学生D	奨学金の貸与	4	-	-
5	学生E	奨学金の貸与	4	-	-
6	学生F	奨学金の貸与	4	-	-
7	学生G	奨学金の貸与	4	-	-
8	学生H	奨学金の貸与	4	-	-
9	学生I	奨学金の貸与	4	-	-
10	学生J	奨学金の貸与	4	-	-

(注) 1. 学生Aは、大学で、無利子奨学金(1,404千円)と有利子奨学金(3,640千円)を併用して貸与を受けている者である。

2. 学生B～Jは、専門職大学院課程(法科大学院)で、無利子奨学金(1,056千円)と有利子奨学金(3,140千円)を併用して貸与を受けている者である。

C. 各都道府県が行う奨学金の補助

※交付金

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪府	奨学金の貸与、返還金の回収等	3,357	-	-
2	北海道	奨学金の貸与、返還金の回収等	1,317	-	-
3	福岡県	奨学金の貸与、返還金の回収等	1,179	-	-
4	鹿児島県	奨学金の貸与、返還金の回収等	1,029	-	-
5	青森県	奨学金の貸与、返還金の回収等	763	-	-
6	熊本県	奨学金の貸与、返還金の回収等	743	-	-
7	宮崎県	奨学金の貸与、返還金の回収等	726	-	-
8	長崎県	奨学金の貸与、返還金の回収等	694	-	-
9	兵庫県	奨学金の貸与、返還金の回収等	692	-	-
10	東京都	奨学金の貸与、返還金の回収等	617	-	-